藤岡市農業委員会令和5年第11回定例会議事録

令和5年11月6日招集

令和5年藤岡市農業委員会第11回定例会議事録

令和5年11月6日、藤岡市農業委員会長 浅見 健司は、令和5年藤岡市農業委員会第11 回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 63号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 64号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 65号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 66号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 67号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条 に規定する一の農用地利用集積計画の決定について

議案第 68号 農地中間管理事業の推進に関する法律附則第18条第11項に規定する農用 地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認 について

報告第 22号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 23号 農地法関係出願等について

[出席農業委員](13名)

 1番 飯塚 光
 2番 武藤 賢太郎
 3番 秋谷 房江
 4番 松村 敏惠

 5番 清水 淑朗
 6番 田沼 範明
 7番 浅見 健司
 8番 山口 暁

 9番 清水 春樹
 10番 中村 章弘
 11番 折茂 新一
 12番 鈴木 儀幸

14番 塚本 欣吾

「出席農地利用最適化推進委員](5名)

4番 黒澤 功 6番 茂木 敏夫 8番 宮下 佐登志 14番 堀越 昭彦 17番 栁澤 憲司

[事務局]

 事務局長
 横田道明
 事務局次長
 真下和弘

 係長
 春山崇
 係長代理
 牧 眸美

 係長代理
 笠原諒亮

(開会13時32分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第11回定例会を進行させていただきます。議案書の訂正をお願いします。議案書の目次ページです

が、2 班の3条の件数が2件となっております。実際は1件でございますので訂正をお願いします。また、令和5年10月定例会にて保留となっておりました議案第60号整理番号1番、農地法第4条の規定に関わる許可申請について今回の議題といたしますので、本議案の前に上程いたします。本日は定例会後に農業者年金について研修会を予定しております。本日の下審査につきましては、東庁舎3階の大会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和 5 年第 11 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 13 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。10 番中村委員、11 番折茂委員の両名にお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。令和 5 年 10 月定例会において保留となっていました、議案第 60 号整理番号 1 番、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明願います。

はい、ご説明いたします。本案件につきましては、令和5年10月定例 会におきまして議案第60号整理番号1番4条の規定による許可を求めて いた案件ですが、当該農地の完了時の地上高及び作業内容等の行程が不明 瞭であったため、保留とさせていただいた案件でございます。当該申請に 関わる関係者に出席を求め、令和 5 年 10 月 24 日午後 1 時 30 分から本庁 舎地下会議室にて意見聴取を行いました。意見聴取には会長、職務代理、 1・2班長及び農業委員会事務局、業者側は行政書士、建設会社、工事請 負会社が出席し、主に農業委員会側からの疑問・不明点を聴取致しました。 内容といたしましては、当該農地の完了時地上高については計画通り農地 面より最大98センチの盛土を行い、道路面からみて最大で60センチ程度 の天端となるとのことです。完了時に確認することを申し伝えました。現 状は道路面から 1m 程度の盛土がされており、今後敷き均しをし、広げて いくとのことでした。また、今後の客土の搬入については必要最低限を搬 入するものとし、整地工がメインとなることを確認致しました。工期は来 年3月末になる予定ですので、事務局といたしましても確認を続けていき たいと考えております。当該案件には直接関係ありませんが、当該地を利 用する市外の法人につきましては農閑期になり農地の管理が行き届いてい ないと見受けられるため、代理人を通じて適切な管理をお伝えいただくよ うお願い致しました。以上で説明とさせていただきます。

議案第 60 号整理番号 1 番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長

事務局

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決いたします。議案第 60 号整理番号 1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 1 番については許可と 決定します。続きまして、議案第 63 号農地法第 5 条の規定による許可後 の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案第 63 号は、農地法第5条の規定による 許可後の計画変更申請があったので決定を求めるものです。整理番号1番 です。土地の表示について、当初計画は、中栗須の農地1筆、面積495 ㎡、 変更計画は、中栗須の農地1筆、面積 438 ㎡です。なお、当初計画と変更 計画の面積の差分 56 ㎡につきましては道路用地として藤岡市に売却され たためです。申請人は、当初計画者が、市外の法人です。承継者は、市外 の法人です。契約内容は、当初計画・変更計画ともに賃貸借です。計画の 変更理由について、当初計画者は、過去に許可を取得し店舗用地として利 用していたが、地目変更しないまま解体し、現在に至る。承継者は、当該 地に隣接する藤岡本庄線の交通量が多いため、沿道で土地を探していたと ころ、貸人より貸しても良いとの話があり、申請がされたものです。施設 概要について、当初事業計画は店舗用地、変更後の事業計画は、店舗(コ ンビニエンスストア)及び駐車場用地です。付近の状況は東:田、南: 田・雑種地、西:宅地、北:畑・宅地・道路です。誓約書が添付されてお り、都市計画法の許可及び景観条例の届出が必要です。農地区分は、申請 農地から市役所までの直線距離がおよそ300m以内であるため、第3種 農地と判断されます。内容的には許可相当と判断されます。以上で説明と させていただきます。

議長

議案第 63 号について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号 1 番 について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決いたします。議案第 63 号整理番号 1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 63 号整理番号 1 番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 65 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定に

より、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ただ今より休憩いたします。

> (休憩13時45分) (再開14時22分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、白石のMさんが、農業経営を開始するため、白石の農地 1 筆、面積 464 ㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 13 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第64号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第64号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 64 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 64 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。整理番号 2 番は、東平井のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、下大塚の農地 3 筆、面積 1,228 ㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 13 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第64号整理番号2番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 64 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 64 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 65 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 65 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、市外のMさんが、自己の所有する鬼石の農地を一般住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 484 ㎡、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第65号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 1 番 について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、下戸塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,140 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の法人が、中栗須の農地を賃貸借にて借り受け、店舗(コンビニエンスストア)及び駐車場用地として転用するもので、農地 5 筆、面積は 2,085 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市外の法人が、鬼石の農地を賃貸借にて借り受け、露天資材置場・露天駐車場・仮設事務所用地(一時転用)として転用するもので、農地 5 筆、面積は 3,743 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下

審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第66号整理番号1番から3番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第66号整理番号2番は許可と決定しま す。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 3 番 について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第66号 整理番号3番は許可と決定します。なお、議案第66号整理番号3番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号4番から7番の4件です。整理番号4番は、市内の法人が、上大塚の農地を賃貸借にて借り受け、露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するもので、農地2筆、面積は1,471

㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、藤岡のTさんが、上大塚の農地を売買で取得し、専用住宅用地(指定集落内建物)として転用するもので、農地2筆、面積は317㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、市外のHさんが、西平井の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地(指定集落内建物)として転用するもので、農地2筆、面積は3.88㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、東平井のMさんが、東平井の農地を売買で取得し、一般住宅用地(敷地増)として転用するもので、農地1筆、面積は43㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第66号整理番号4番から7番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 5 番 について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 6 番 について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 7 番 について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 7 番は許可と決定します。続きまして、議案第 67 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。議案第 67 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めております。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 6 件です。以上で、議案 67 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、議案第 67 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご 意見がありましたらお願いします。

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 67 号農地中間管理 事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一 の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は 挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 67 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 68 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。議案第 68 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条第

11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを群馬県農業公社へ要請するために計画を作成したもので、農業委員会には計画の要請の承認を求めております。こちらの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は9件ですが、変更後の借人は全て同一となります。以上で、議案68号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、議案第 68 号について、事務局の説明が終わりましたが、何か 意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 68 号農地中間管理 事業の推進に関する法律附則第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計 画による権利の移転を県知事に要請することの承認について、これを可と することに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 68 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 22 号・23 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。報告第 22 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 3 件ございます。詳細については 11 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 23 号ですが、議案書 12 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 4 件、耕作証明が 1 件、引き続き農業を行っている旨の証明が 2 件、許可取消が 1 件の計 8 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第 22 号・23 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 5 年第 11 回定 例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜 りありがとうございました。

(閉会 14 時 42 分)